工　事　仕　様　書

Ⅰ．工事概要

1．工　事　場　所　　西条市小松町新屋敷乙42番地1

2．建　物　概　要

建物名称	構造	階数	延べ面積(m²)	消防法令別表ー	備考
第２教棟	ＲＣ造	4			

3．工　事　種　目　（⊙印の付いたものを適用する）

建物別及び屋外 ／ 工事種目	工事種別 第２教棟				屋外
・空気調和設備					
・換気設備					
・排煙設備					
・自動制御設備					
・衛生器具設備					
・給水設備	○				
・排水設備	○				
・給湯設備	○				
・消火設備					
・ガス設備	○				
・厨房機器設備					
・浄化槽設備					

4．設　備　概　要　（⊙印の付いたものが該当する）

工事状況			⊙工事種別（・新営工事 ⊙改修工事 ）⊙工事形態（⊙主体工事あり ・主体工事なし）・工事に占める機器の割合（⊙標準 ・多い）
冷暖房設備	空気調和方式等		・空気調和（・中央ダクト方式 ・各階ユニット方式 ・パッケージ方式 ・ファンコイルユニット、ダクト併用方式 ・ルームエアコン ） ・ （・ ）
冷暖房設備	主要熱源機器		・鋼製ボイラー ・鋳鉄製ボイラー ・温水発生機（ ・ 真空式 ・ 無圧式）・チリングユニット ・直だき吸収冷温水機 ・小型吸収冷温水ユニット ・空気熱源ヒートポンプユニット ・パッケージ形空気調和機 ・氷蓄熱ユニット
換気設備			・１種換気 ・２種換気 ・３種換気
排煙設備			・機械排煙 （・有り ・無し） 適用法規 （・建基法 ・消防法）
自動制御設備			・自動制御方式 （・電気式 ・電子式 ・デジタル式 ）
衛生設備	給水方式		・水道直結方式 ・高置タンク方式 ・ポンプ直送方式 ・増圧給水方式
衛生設備	排水方式		⊙重力式 ・ポンプ排水 （・汚物 ・汚水 ・雑排水 ・雨水）
衛生設備	放流先	汚水	・直放流下水管 ・浄化槽 ・別途桝
衛生設備	放流先	雑排水	・直放流下水管 ・浄化槽 ・側溝 ・別途桝
衛生設備	給湯設備		⊙有り （⊙局所式 ・中央式） ・無し ⊙熱源（・電気 ・都市ガス ⊙液化石油ガス ・灯油 ・Ａ重油）
衛生設備	消火設備		・屋内消火設備 ・連結送水管 ・屋外消火栓 ・スプリンクラー ・粉末消火設備 ・泡消火 ・連結散水装置 ・フード等簡易自動消火装置 ・消防用水 ・不活性ガス消火設備 （・不活性ガス ・二酸化炭素 ） ・ハロゲン化物消火
衛生設備	ガス設備		・都市ガス種別（ MJ/m³N ） ⊙液化石油ガス
衛生設備	浄化槽		・有り （・小規模合併処理 ・合併処理） ・無し

Ⅱ．特記仕様

1．一般事項

1）図面及び特記事項に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（令和４年版）」（以下、「標準仕様書」という。） 及び公共建築工事標準図（機械設備工事編）（令和４年版）以下、「標準図」という。）による。
なお、改修工事の場合は、公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（令和４年版）による。

2）電気設備工事及び建築工事を本工事に含む場合、電気設備工事及び 建築工事はそれぞれの標準仕様書を適用する。

3）工事着手後、本工事において通常の施工条件として発注者及び受注者が想定できない制約等が生じた場合は、発注者及び受注者双方で協議のうえ、必要に応じて工期の延長や設計変更等により対応する。

2．特記事項

1）項目は番号に〇印のついたものを適用する。

2）特記事項のうち選択する事項は⊙印の付いたものを適用する。ただし、⊙のない場合は※印を適用する。
⊙印　⊠印の場合は両方を適用する。

	項目	特記事項
一般共通事項	① 工事実績情報システム(CORINS)への登録	※　適用する　　請負工事金額が５００万円以上が対象 **工事実績情報システム(CORINS)への登録内容について、あらかじめ監督職員の確認を受けた後、次に示す期間内に登録申請を行う。** （①工事受注時：契約締結後10日以内、②登録内容の変更時：変更契約締結後10日以内、③工事完成時：工事完成後10日以内） 登録後は、登録されたことを証明する資料を、監督員に提出する。 工事成績評定の対象　※対象とする　・対象としない
	② 施工計画書	工事着手に先立ち、工事の総合的な計画をまとめた総合施工計画書を作成し、監督員に提出する。 施工計画書の作成に当たり、別契約を含む施工上密接に関連する工事の関係者と調整の上、十分検討する。 品質計画、施工の具体的な計画並びに一工程の施工の確認内容及びその確認を行う段階を定めた工種別施工計画書を、工事の施工に先立ち作成し、監督員に提出する。 総合施工計画書及び工種別施工計画書のうち、品質計画に係る部分については、監督員の承諾を受ける。 また、品質計画に係る部分について変更が生じる場合は、監督員の承諾を受ける。 施工計画書の内容を変更する必要が生じた場合は、監督職員に報告するとともに、施工等に支障がないよう適切な処理を講ずる。
	③ 適正な施工体制の確保	1（作業員の雇用確認） （１）受注者は、当該工事において作業を行う全ての作業員を記載した「現場作業員名簿」を作成し、現場に備え付けなければならない。 （２）受注者は、監督員等が作業員の本人確認のために行う氏名等の確認作業について、作業員に事前の周知を行うとともに、これに協力しなければならない。 （３）受注者は、上記（１）、（２）に定める「現場作業員名簿」による作業員の雇用確認の際に、「現場作業員名簿」に記載のない作業員が現場で作業を行っていた場合は、その理由を説明しなければならない。なお、その作業員と受注者又は下請負者が雇用関係にある場合は、ただちに雇用関係を証明するための書類（雇用関係証明書）を作成するとともに、発注者に提出しなければならない。 ２（施工体系図） （１）受注者は、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第14条の6に定める、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成しなければならない。ただし、施工計画書の提出が省略されている工事については、作成を省略することができる （２）受注者は、上記（１）に定める施工体系図を工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに、発注者に提出しなければならない。 （３）受注者は、施工体系図に変更が生じた場合は、その都度施工体系図を変更し、上記（１）、（２）の規定により工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに、すみやかに発注者に提出しなければならない （４）受注者は、工事完成後、全ての精算下請負代金額を記載した施工体系図に最終の下請契約書の写しを添付して発注者に提出しなければならない。 ３（名札等の着用） 受注者は、現場代理人及び自社を含む当該工事に係る請負契約を締結している建設業者（２次下請以降を含む全ての下請負者）の主任（監理）技術者に、氏名及び会社名の入った名札等を着用させなければならない。ただし、名札の着用により作業に支障をきたす恐れがある場合は、着衣への縫込又はヘルメットへのシール貼付等の他の方法によることができる。 ４（主任技術者又は監理技術者の専任） 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（機器の工場製作のみが行われている期間等）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、特別の事情がない限り、契約書に定める工事始期日以降30日以内としなければならない。
	④ 発生材の処理等	1.（建設副産物の適正処理） 建設副産物の処理にあたっては、「建設副産物適正処理推進要綱（平成14年５月30日付け国土交通事務次官通達）」に準拠し、建設副産物の適正処理に努めなければならない。 2.（建設副産物の利用） 建設副産物の再利用については、適正に実施すること。なお、建設副産物の品質等により利用が困難な場合は、監督員と協議すること。 3.（建設副産物の搬出） 建設副産物の搬出については、別表－１により行うこと。なお、建設副産物のうち産業廃棄物に該当する建設副産物の処理は、下記によること。 受入れ場所等との協議等で、他の受入れ場所へ搬出する必要がある場合、又は他の受入れ場所がない場合は、監督員と協議すること。 舗装・コンクリート切断等に伴い発生する汚泥は、適切に処理を行なうこと。 （１）処理計画書 受注者は、工事の施工により産業廃棄物が発生した場合、産業廃棄物処理計画書（別紙様式－３）を提出し、監督員の承諾を得た後、処理しなければならない。また　計画に変更が生じた場合も同様とする。 （２）受注者は、産業廃棄物処理計画書提出時に、下記事項についても提出しなければならない。 （ｉ）産業廃棄物処理委託契約書（写）　（ⅲ）積替・保管施設、中間処理施設、最終処分場等までの運搬経路地図及び写真 （ⅱ）処理業者の許可証（写） （３）処理報告１ （ｉ）受注者は、産業廃棄物の処理を適正に行い、産業廃棄物処分状況の分かる写真等（提出車輌の車輌番号、数量等を明示した積載状況、処分先への搬入状況等）の施工管理資料を整理し、工事施工中においては、１週間ごとに監督員に提示しなければならない。 （ⅱ）受注者は、工事施工後３（１）の施工管理資料のほか、産業廃棄物処理計画書に実績を記入した産業廃棄物処理実施書を提出しなければならない。 （４）処理報告２ （ｉ）受注者は産業廃棄物処理の委託に際して、廃棄物の種類ごとにマニフェストまたは電子マニフェストを使用し委託した産業廃棄物が適正に処理されたかどうか確認しなければならない。 （ⅱ）受注者は、工事施工中においては、３（１）の施工管理資料とともに、マニフェスト使用の場合は返却されたマニフェストの写し、電子マニフェストの場合は情報処理センターからの通知の画面印刷を監督員へ提示しなければならない。 （ⅲ）受注者は、産業廃棄物が適正に処理されたことを確認したうえで、工事施工後、マニフェスト仕様の場合Ｅ票の写し、電子マニフェスト仕様の場合は情報処理センターからの処分通知の画面印刷を提出しなければならない。 ただし、工期内に最終処分が完了することが困難な場合で、発注者が認める場合においては、Ｄ票の写しまたは処分通知の画面印刷を提出するものとし、最終処分後、確認出来次第、速やかにＥ票または最終処分通知の画面印刷を、工事完了に関係なく提出するものとする。 4.（資源循環促進税について） 本工事で発生する産業廃棄物を、県内の最終処分場に搬入する場合(中間処分施設を経由する場合を含む。）は、資源循環促進税が課税されるので適正に処理すること。

一級建築士　第344115号　高橋泰尚